

# 令和 3 年 8 月

## 遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 8 月 25 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 40 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議第 13 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

### 4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広			3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博		
		10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

### 5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	三浦祐輝	8	菅原幸男	9	鈴木一弥		

### 6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

### 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

### 8. 事務局出席者 (3 名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

### 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 8 月定例会を開催させていただきたいと思います。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名中 13 名が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中ご苦勞様です。心配された台風 12 号も、この地域に関してはそれほど影響がなく良かったのですが、西日本では想像を絶する大雨で、土砂災害や浸水、そして場所によっては一面が湖状態のところもありました。そのようなことがこの地域にも起こりうる可能性があります。そんな時に思うことが農業共済への加入のあり方で、今はナラシ対策（収入減少影響緩和交付金）に加入している農家が多いと思いますが、収入保険制度への変更も検討すべきかと思えます。</p> <p>昨日からパラリンピックが開催されました。選手の方々には金メダルを多く取ってもらいたいと思います。ただ今は、日本全体で新型コロナウイルスへの感染が増えてきています。山形県でも昨日は 43 名で、庄内地方でも 10 名以上の感染者が出てきています。ワクチン接種を 2 回受けていても感染することが確認されている「デルタ株」も多く見受けられるようになりました。</p> <p>東京オリンピックの影響もあるかと思いますが、やはりお盆休みの帰省の影響が大きかったように思います。隣県である秋田県も感染者が増えてきておりますし、庄内地方でも酒田市、三川町も増えておりますし、鶴岡市は特に多いように思われます。今のところ遊佐町は新規感染者が確認されておりませんのでありがたいです。三密は当然のこと、手洗い等をしっかり行い、飲み会も控えて気を引き締めていきましょう。</p> <p>今日でこの庁舎で行われる総会は最後です。来月からは新庁舎でありますので、本日の総会は良い思い出となるかもしれません。</p> <p>それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 10 番榊原一男委員、12 番大谷進一委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に</p>

	<p>基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 5 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページからご覧ください。</p> <p>番号 19 計 5 筆、19,190 m<sup>2</sup> 番号 20 計 9 筆、4,751 m<sup>2</sup> 番号 21 計 4 筆、1,544.30 m<sup>2</sup> 番号 22 計 5 筆、967 m<sup>2</sup> 番号 23 計 3 筆、2,936 m<sup>2</sup></p> <p>以上 5 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 15 計 1 筆、77 m<sup>2</sup></p> <p>国土交通省へ所有権移転したため、契約を解約するものです。</p> <p>最後に、報告事項 4. 賃借料の変更通知書の受理について、説明します。 借人はすべて同一人です。一部これまでの賃借料から単価が変わるものがありますが、ほとんどのものはこれまでと同じとなっております。ただ今後、遊佐町参考賃借料の改訂に合わせ賃借料変更となる点で契約内容に変更が生じたため、今回報告事項で報告したものです。 件数が多いため、個別の説明は割愛させていただきます。 報告事項の詳細説明については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>8 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 14 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は1ページから、補足説明資料は3ページからご覧ください。 番号1 計2筆、1,264㎡ 申請理由は農業用乾燥調製施設の建築のためです。 申請地は、集落の南側に位置し、都市計画区域外、農用地区域内、土地改良事業受益地外の農地であります。 経営規模の拡大を図るために新築するもので、農用地区域の用途区分についても農地から農業用施設用地へ変更済です。計画面積も妥当で、融資の判定結果連絡票で資金も確認し、確実性があり、建物敷地面積からみて周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。 19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、鈴木一弥委員の3名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。
議長	それでは、11番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	はい、それでは報告いたします。この場所には今までハウスが建っていたのですが、ハウスを解体して新たに乾燥調製施設を建てるということでした。周りに何の影響もないし自分の畑に乾燥調製施設を建てるということで、何ら問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。次に、12番大谷進一副部会長より現地調査の報告をお願いします。
12番大谷進一委員	はい、報告します。ただいま部会長からも説明ありましたとおり、私も何ら問題なく許可相当と思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。この案件については、1番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。
	(1番 齋藤 勝広 委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し、採決いたします。 議第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第12号農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決定いたします。 齋藤委員は着席願います。 (1番 齋藤 勝広 委員 着席) 次に、議第13号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。 審査基準書は5ページから、補足説明資料は12ページからご覧ください。 番号1 計1筆、65㎡ 申請理由は駐車場用地のためです。 申請地は、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外の農地であります。譲受人の住宅に隣接しており、駐車場として利用するため申請したものです。申請地の周囲は農地以外であり農地の利用の集積への支障もありません。資金も残高証明により確認して確実性があり、許可相当と考えます。 19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松正志委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。 続きまして、 番号2 計1筆、132㎡ 申請理由は駐車場用地のためです。 申請地は、集落の東側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外の農地であります。譲受人の住宅に隣接しており、カーポートを設置し、駐車場として利用するため申請したものです。資金も残高証明により確認して確実性があり、周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。 19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野忠勝委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。 続きまして、 番号3 計1筆、476㎡ 申請理由は駐車場用地のためです。 申請地は、集落の東側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地内の農地であります。譲受人が院長を務める医院の駐車場に隣接しており、従業員用の駐車場として利用するため申請したものです。隣接する土地との間に法定外水路がありますが、占用許可を町に申請しており、車が通れるよう整備するそうです。資金も残高証明により確認して確実性があり、周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。 19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松正志委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p>
議長	それでは、11番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	<p>はい、それでは報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は事務局の説明のとおりですが、今現在はぼつんぼつんと花やミニトマト、イチゴなどがありました。譲受人の駐車スペースが少ないということで、隣にあるこの土地を求めて、駐車場にしたいということでした。敷き砂利だけなので、なんら問題はないと思われそうです。 次に、番号2についてですが、審査基準書の10ページの写真をご覧ください。譲受人が分筆して、宅地の分だけ購入して家を建てていました。ちなみにL形の形になっていました。今回、前に残っている土地にカーポートを建てたいということでした。写真で見ると草が生えているのが分かる</p>

	<p>んですが、譲受人が草取りをしていたということで、短く管理されてきました。周りに影響はないことから、問題はないと思います。</p> <p>次に番号3についてですが、審査基準書の14ページの写真をご覧ください。この写真の手前が今現在、患者さんの駐車場となっていて、そしてこの写真の左側が職員の駐車場となっております。この職員の駐車場は今現在借りているということでした。それで今回、この申請地を求めて、駐車場にしたいという話でした。排水路だけきちんとしてもらえれば、敷き砂利だけなので、何ら問題はないと思われます。以上です。</p>
議長	次に、12番大谷進一副部長より現地調査の報告をお願いします。
12番大谷進一委員	<p>はい、報告します。ただいま部会長から説明ありましたとおり、3件とも隣接する農地等へは問題なく許可相当かと思えます。</p> <p>ただ、私からは14ページの写真を見てもらうとわかりますけれども、番号3にはこの間まで背丈を超える2m以上の葦がありました。あらためて申し添えますけれども、所有者は忙しいというか、管理については不十分だと思いますけれども、今回現地調査で管理をしてくれということで話をしまして、こういう感じで整備してますので、十分かと思えますので、許可相当かと思えます。</p>
議長	次に5番小松正志委員より、番号1と3について、現地調査の報告をお願いします。
5番小松正志委員	私は番号1と3を見てきて、番号1については、事務局からの説明にあった通り、畑といえば畑ですが、ただすきまに挟めていたずらしたような農地なので駐車場にするには何ら問題はないと思います。番号3については、前々からだいぶ荒れていた土地でだいぶ苦労していたようですが、まわりに迷惑をかけないように譲受人が駐車場にするには許可相当かと思えます。以上です。
議長	最後に6番今野忠勝委員より、番号2について、現地調査の報告をお願いします。
6番今野忠勝委員	番号2の土地ですが、先ほど高橋部会長の話のとおり家のすぐ前がL形で残っている部分を今回買いたいということでした。管理も含めて一生懸命手入れをしていただいているようですので、私から見ますと許可相当ではないかと思えます。以上です。
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第13号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	<p>事務局より補足説明願います。  (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は17ページからご覧下さい。  農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転については、今回申請案件はありません。  (2) 利用権設定は新規に設定が1件、再設定が4件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>個別に説明します。  (2) 利用権設定について  番号35と36の借人は同一人です。期間はどちらも5年です。  番号35は同一人と再設定です。  計2筆、1,398㎡  単価は6,000円です。  番号36は新規に設定です。これまでは借人と同じ集落の第三者が借人でしたが、その方が耕作することが難しいということで、借人が新たに引き受けることになったとのことでした。  計2筆、10,886㎡  単価は5,000円です。  続きまして、番号37と38の借人は同一人です。期間はどちらも10年、同一人と再設定です。  番号37 計1筆、5,622㎡  総額67,200円です。  番号38 計2筆、6,906㎡  単価は12,000円です。  最後に、  番号39について説明します。  計1筆、2,284㎡  単価は13,000円、期間は10年です。  同一人と再設定です。これまでは農地利用集積円滑化事業により、農協を介した契約を結んでいました。令和2年4月より同事業が農地中間管理事業へ一本化されたため、今後の契約形態について確認したところ、米をやりとりしているため中間管理事業による契約ではない方を希望するというので、中間管理事業ではない賃貸借を選択することになりました。  実際のやりとりは米代と賃借料を相殺し、その差額をやりとりすることになるそうです。  事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。  議第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。  議第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。  (委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>